

社会福祉法人謙心会 第32回理事会議事録

1 開催日時

令和7年3月13日(木) 午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

栃木県大田原市加治屋83-81

特別養護老人ホームにちにちそう 地域交流スペース

3 理事総数 6人

4 出席した理事の数及び氏名 6人

理事 安藤美代子、鈴木多喜、中井本秀、吉成仁見、井上昌子、安藤一弘

監事 相澤康子

欠席 監事：室井敏雄

5 報告

(1) 報告第6号 指導監査及び運営指導の結果について

(2) 報告第7号 にちにちそうみはらの運営規程の一部改正について

6 議題

(1) 議案第6号 令和7年度事業計画について

(2) 議案第7号 令和7年度資金収支予算について

(3) 議案第8号 育児・介護休業等に関する規程の一部改正について

(4) 議案第9号 役員退職慰労金規程の制定について

7 議事の経過及び結果

施設長 皆様こんにちは。本日は、お忙しいところ理事会にご出席をいただき、誠に有り難うございます。また日頃より当法人の運営に多大なるご協力を頂いておりますことを心よりお礼申し上げます。近況報告となりますが、大分落ち着いてはきたものの、先月と今月にもコロナウイルスに感染した職員が発生するなど感染症関連においてはまだまだ油断できない状況が続いております。幸いにも集団感染や重症化した利用者様・職員などが出ずに経過していることが救いではありますが、引き続き、感染予防や発生時の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。そのような状況ではありますが、これまでの感染症流行時の経験を活かしながら利用者様に楽しんで頂けるようなイベントや取り組みなども実施しているところであります。年末にはご利用者様とご家族に御協力を頂き、満足度アンケートを実施しました。貴重なご意見やご要望を頂きましたので、それらに対してできる限り応え、更に皆様にご満足していただけるようなサービス提供に向けて取り組んでいるところであります。それでは、第32回理事会を開催いたします。本日の理事会は、令和7年度の事業計画と資金収支予算を中心に、ご審議いただく内容も多く、時間を要すると思われるため、要点だけの説明とさせていただきますのでご了承をお願いします。尚、室井敏雄 監事から理由を付した欠席届が提出されております。ただ今の出席理事は6名でありまして、定款第28条第1項に規定する理事の過半数を超えておりますので、本日の理事会は成立しておりますことをご報告致します。

はじめに安藤理事長からご挨拶をお願いいたします。

理事長 本日はご多忙の中理事会にご出席頂き誠にありがとうございます。前回の理事会は急遽欠席となり、大変失礼を致しました。深くお詫び申し上げますと共に日頃の謙心会の運営につきましてもご尽力頂き、大きな事故もなく進められておりますこと、深い感謝の念に堪えません。前回の理事会におきまして3つの目標を述べさせて頂きましたが、①関係者満足の向上につきましては「小さな一言ご意見箱（一大きくしよう互いの満足）」を標語に研鑽を重ねて参りました。②認証取得につきましては、年度目標では2つ星の獲得でしたが、この2月末に3つ星の承認を受けられた事。③職員質の向上につきましては、三ツ星認証に基づき職員の人材育成や就労環境等の改善とありますが、まだまだ深めなければならない感じております。先日かじやの隣接地につきましての話があり取得したい意向があることを伝えさせていただきました。県や市より打ち出される第9期整備計画に耳を傾けながら検討していきたいと考えております。今後、益々の高齢化が進むなか支援を待ち望まれている方々にも注目し安心生活にお役になるよう努めて参ります。最後に本日の議題については、ご審議ご指導宜しくお願い致します。本日はありがとうございます

施設長 ありがとうございます。次に、議長選出であります。定款第27条の規定によりまして、議長はその都度選任すると規定されておりますが、本日の理事会の議長につきましては、吉成仁見理事をお願いしたいと思っておりますが、ご賛同いただけますでしょうか。（異議なしの声あり）

ありがとうございます。それでは、吉成理事よろしくをお願いいたします。

議長 吉成でございます。それでは、しばらくの間、理事会の議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、報告に入ります。報告第6号 指導監査及び運営指導の結果について、事務局の説明をお願いします。

施設長 1ページをご覧ください。報告第6号議案朗読。
2ページをご覧ください。結果につきましては、概ね良好との事でしたが、一部是正改善を要する事項については適切な措置を講じると共に調査当日の口頭で指導を受けた事項に対しましても合わせて是正するようにとの指示がありましたので記載の通り早急に是正いたしました。内容につきましては参考にしていただければと思っておりますが、今後も指導内容及び各種法令等をしっかりと遵守しながら健全な運営に努めてまいります。以上で説明を終わります。

議長 報告第6号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。

（特に何もなしとの声）

議長 質問もないようでありますので、報告第6号を終わります。

議長 次に、報告第7号 にちにちそうみはらの運営規程の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

施設長 4ページをご覧ください。報告第7号議案朗読。

5ページをご覧ください。運営指導の結果につきましては、是正改善を要する事項は認められず、概ね良好との事でしたが、運営規程については、一部を修正するようとの指示がありましたので、以下の通り修正して改正しております。主な内容としましては、介護職員数と営業時間及び誤字の修正であります。運営規程は、事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、サービス毎に作成することが義務づけられており、利用者との契約締結時に説明し同意を得る重要なものでありますので、今後もしっかりと確認して対応してまいります。以上で説明を終わります。

議長 報告第7号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようですので、報告第7号を終わります。

議長 それでは議題に入ります。議案第6号 令和7年度事業計画について及び議案第7号 令和7年度資金収支予算については、関連がありますので一括議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

施設長 6ページをご覧ください。議案第6号及び議案第7号を朗読。

議案第6号 令和7年度事業計画につきましては事務長から、議案第7号 令和7年度資金収支予算につきましては、私から説明いたします。

事務長 事業計画の説明をさせていただきます。令和7年度事業計画の資料をご覧ください。表紙、目次、次の1ページから法人全体についてとなります。基本方針や理念はこれまで同様、法令遵守と共に地域やご家族様との結びつきを重視し、他の福祉サービス提供者等と連携を図り総合的なサービスを提供します。また、令和7年度も法人基本理念の下、全職員で高齢者の支援や地域福祉、自己研鑽に努めて参ります。評議委員会、理事会、法人監査の開催予定については記載の通りとなります。令和7年度の目標は、(1)利用率の向上と安定。満足度アンケートを実施し、その結果をもとに皆様の意向に沿った支援を目指します。また、各事業所の毎月の目標値を明確にし、稼働率の向上に向けて各職種協同で取り組みます。(2)高品質なサービスの提供。法人基本理念を改めて見つめ直し、各事業所、及び職員それぞれの課題分析を行い、改善に取り組みます。また、皆様がより安心して生活できる施設作りに向けて、住環境の整備や設備の改修に取り組みます。(3)働きやすい職場づくり。法人研修計画に基づいた研修を積極的に取り入れ、職員の不安解消や精神的なフォローを行いながら、ステップアップが実感できるよう支援します。また、雇用形態について、柔軟に対応することで、働きやすい労働環境の整備と離職防止に取り組みます。次のページ、(4)人材育成と人材の確保。法人全体で次世代の人材育成に取り組み、役職・経験に応じた研修を実施、外部研修にも積極的に参加します。また、外国人労働者の受け入れを検討し、職員のマンパワー不足の解消と、職場の活性化に繋がります。(5)地域貢献。地域福祉の拠点として法人及び施設資源を地域に還元します。有事の際の避難所として施設の開放や、地域住民と合同での防災教育・訓練等を行います。(6)生産性向上。ICTや介護ロボット等の導入を検討し、生産性の向上に努め、業務負担の軽減や環境の改善など、より働きやすく、やりがいのある職場環

境を目指します。また、デジタル化による業務の効率化、見直しを行うことで、時間外勤務を減らす等の労働環境の改善にも努めます。次の事業所名については変わりありません。3ページは謙心会組織図です。記載の通りとなります。次の4ページからは支援内容、基本業務についてです。これまで同様、基本方針を定め、各事業所に応じて、ユニットケアの重視やケアマネジメント体制の充実等を図ります。認知症を患った方にも穏やかに過ごしていただけるよう努めて参ります。5ページに記載の健康管理についてもこれまでと同様に、利用者一人ひとりが健康で快適に過ごし、充実した生活が送れるよう各職種が連携して健康管理に努めます。看護職員の令和7年度の目標は「感染予防対策がなされ、多職種で連携し、ご利用者様が安心して生活ができるよう支援する」です。エビデンスに基づいた感染予防対策を実施します。また、多職種間の情報交換や共有を徹底し、異常の早期発見に努め、看取りケアの質の向上や介護職員による吸引や経管栄養の技術向上に向けた指導に努めます。6ページと7ページは、看護職員を中心に取り組む業務についての記載となります。これまでと同様に、医師と連携し、医療的ニーズに応じた支援に取り組みます。個別機能訓練においては介護職員とも協力し、日常生活動作能力の維持向上を目指し、ご利用者様やご家族様も安心して過ごせる施設作りを進めてまいります。看取り介護、感染症、食中毒の予防に関しても支援体制をより強化し、質の高いサービスに努めます。続いて8ページになります。褥瘡予防について、医師と連携を図り、定期開催の委員会で情報の共有し、褥瘡予防計画や治療計画、実施評価を確認しながら支援に努めます。職員の健康管理についても、これまで同様に健康診断やストレスチェックを実施し、取り組みます。栄養、調理業務についても業務方針はこれまでと同様に継続いたします。9ページ移り、令和7年度の目標として「各職種及びご利用者様やご家族様と報告、連絡、相談で連携を図り、より良い食事提供につなげる。栄養マネジメントを通し、個々のニーズ、嗜好、食形態に合わせた食事提供をする。食事作りの工程・食形態の工夫などを行い、物価高騰対策やフードロスを削減し、ゆとりのある食事作りができるよう、改善や研究に取り組み、調理技術向上に努める。」としました。これまで同様に適切な栄養ケアマネジメントを実施しながら、令和7年度の行事・食事計画にもとづき、楽しみのある食事の提供に努めます。続いて11ページ、管理、運営についてとなります。各事業所の定期開催の会議予定と委員会活動について表になっております。これまで同様の委員会活動に加え、生産性向上委員会を新たに設置し、利用者の安全・介護サービスの質の確保、職員の負担軽減について検討し、取り組みます。続いて12ページに移りまして、防災計画と業務継続計画についてです。これまで同様になりますが、防災規定や消防計画、謙心会の防災マニュアルに基づき、業務継続計画も含め、適宜見直しや訓練及び研修を実施します。地域交流活動においては、家族との交流、地域との交流を可能な限り再開し開かれた施設作りに励んでまいります。また、地域の行事にも積極的に参加し交流を図っていきたいと思います。次に13ページになりまして、広報活動について、令和7年度も例年通り、積極的に事業所のPR活動を実施し、介護サービスが必要な方に一人でも多く利用に結び付けていけるよう取り組みます。具体的な取り組みについては記載の通りです。苦情処理体制に

については現状の苦情処理マニュアルに基づき、今後も適切な対応に努めます。個人情報の保護についても個人情報保護法や謙心会規程に基づき適切な使用に努めます。次の14ページの法令遵守コンプライアンスにおいてもこれまでと同様に謙心会法遵守マニュアルに沿った対応に努めて参ります。15ページに移りまして、情報の公開についてです。介護サービス情報公表制度を活用して、インターネットによりサービス内容の掲載をしていきます。外部評価の公表や情報開示についてもこれまで同様に公表を行います。資源の節約においては委員会メンバーを中心に各事業所で目標を定め、リサイクル活動や業務の効率化を図り、資源の節約に努めます。次の財務の管理においては適正な財務管理に努め、経理規定や会計基準に基づき、適切で正確な経理事務に努めます。施設整備や設備修繕の取り組みでは、床のワックスがけや不具合の出ている箇所を計画的に修繕し、皆様により快適に過ごしていただくと共に、職員の労働環境の整備も進めてまいります。次の16ページからは事業所別計画になります。各事業所の報告については各所長からさせていただきます。先ず、特別養護老人ホームの報告です。令和7年度の目標は「感染症対策を継続しながらも、様々な行事やレクリエーション活動を通して、生活にメリハリをもっていただく。また、ご入居者様一人ひとりの意向に沿った支援を提供し、誰もが笑顔の絶えない日常生活を過ごしていただくよう努める。」としました。各ユニット目標は記載の通りで、情報共有を行い、信頼関係の構築や笑顔のある生活が送れるような支援、残存機能を活かして個人のニーズに沿った支援に取り組みます。以下、日課や年間行事、クラブ、レクリエーション活動等においては例年同様に入居者様に楽しんでもらえるよう取り組んで参ります。次のページに移りまして、17ページ、短期入所生活介護になります。令和7年度の目標として、日常の活動性を高め、ご利用者様が楽しめる行事・レクリエーション活動などを積極的に企画・実施する。職員のスキルアップを図り、個別ケアや個々のニーズに対応し、チームケアでより質の高い支援をする。また、ご家族様にも安心して満足いただける支援を提供する。互いに助け合い「感謝の気持ち・笑顔」を大切にし、ご利用者様・ご家族様、職員と「ありがとう運動」を実践するとしました。以下、日課や年間行事計画となりますが、ご利用者様のご要望にできる限り対応して参ります。

千田所長 続きまして、地域密着型通所介護事業のにちにちそうみはらの説明をさせていただきます。最近のみはらの登録者の傾向として、新規登録者が増えたかと思うと今まで登録していた方々が別のサービスへ移行すると言った状況が続いており安定した登録者数の維持が出来ていません。別のサービスへの移行の理由としましてはご本人様、ご家族様の体調の変化等、やむを得ぬ事情からが多くあります。そのような諸事情を踏まえまして今年度は目標にありますように広報活動を行う事で登録者の確保、維持に努めて行きたいと思えます。また、行事につきましては4の行事・レクリエーション等をご覧ください。

本藤所長 続きまして、認知症対応型共同生活介護事業のにちにちそうふじみの説明をさせていただきます。今年度の目標につきまして、1つ目は、接遇マナーの向上を図るべく「親しい仲でも丁寧な言葉遣いを心がけます」としました。2つ目は、少ない職員で連携をとってご利用者を支えるべく「職員間での連携を充分に取り、ご利用者の安心・安全を守り

ます」としました。3つ目は、ご利用者に楽しみを提供できるように、また、コロナ禍で失われてしまったボランティアの受け入れの機会を再び設けられるように「毎日楽しく過ごせるように、レクリエーションを充実させていきます」としました。その他、3～6番については、おおむね変わりありません。

鈴木所長 次に小規模多機能型居宅介護事業のにちにちそうかじやの説明をさせていただきます。前年度の目標としましては、①チームワーク強化、利用者、家族の要望を都度確認して早めの対応、②思いやりの心で「大丈夫ですか」「心配ありませんか」の声掛け、③心地良い環境、身体機能の維持、安心安全のサービスを目標として取り組んで参りました。前年度の満足度アンケートでは、満足、普通を合わせて80%～90%近くの高評価を頂いておりますが、その中で普通との回答が20～30%の結果でした。普通から満足回答を頂けるようこれからも日々、利用者様とご家族様に寄り添う支援を継続して参ります。今年度の目標としましては、①感謝の言葉「ありがとう」1日10回を目指し、住み良い環境を作る。②人と会った瞬間に自ら声掛けし、心地良い関係性の構築を実現する。③感染症対策（手洗い、うがい、消毒、マスク、換気など）を徹底し、感染を未然に防ぐ。を職員全員で掲げました。特に感染症に関しましては、何度か職員や利用者の家族等のコロナ感染が発生しましたが、幸いにも感染拡大は、未然に防ぐことができました。これらの経験を活かし、今後とも感染予防に努めて参ります。また、前年以上に利用者に寄り添い、家族との交流を深めて更なる満足度を高めるよう職員全員で支援して参ります。

氏家所長 次に同じく小規模多機能型居宅介護事業のにちにちそうもとまちの説明をさせていただきます。令和6年度は一人ひとりに合わせたサービス提供に努め、地域との関わりを持ち連携強化を目指し、運転業務での安全運転の徹底に努めてまいりましたが、サービスの提供、地域の関わり、安全運転等の数々の課題が残ったため、令和7年度の事業所目標は、①一人ひとりに合わせた質の高いサービスの提供に努めます。②地域との関わりを密に連携強化を目指します。③安全運転の意識向上と徹底に努めます。と3つの目標を掲げました。より良い事業所運営を行い地域の方々安心して在宅生活を送れるようサポートしてまいります。2.日課3.行事・レクリエーション4.運営推進会議につきましては記載の通りです。令和6年度は下半期より、施設入所、入院、ご逝去等で登録人数が減少してしまった為、令和7年度は更に地域との関わりを持ち事業所アピールし稼働率向上に取り組んでまいります。

事務長 最後に24ページ、居宅介護支援事業について報告させていただきます。令和7年度の目標として、支援の充実と地域社会との関係性強化に取り組みます。一人ひとりの尊厳を保持しながら、心身の状況に応じた適切なサービスを利用することが出来るよう、関係機関と連絡調整をし、ご利用者様だけでなく、ご家族様も含め、「自立とQOLの向上」を目指します。また、地域包括支援センターや民生委員と更なる連携強化を図り、インフォーマルな支援の充実を図ることで、地域との繋がりを大切にし、小さな要望も把握できるよう努めます。以上で令和7年度事業計画の説明を終わりにさせていただきます。

施設長 事業計画に引き続き、令和7年度資金収支予算についてご説明いたします。8ページをご覧ください。こちらの社会福祉事業の収支予算書は法人全体のものになります。本年度予算額を中心に説明しますのでよろしくお願ひ致します。尚、別添資料として、各拠点とサービス毎の収支予算書もお付けいたしましたので、内訳の参考として合わせてご覧ください。左側の一番上の行の介護保険事業収入は4億9872万7千円で、全事業所の介護報酬と利用者負担分を含む総額となります。前年度と比較しますと1513万1488円の増額計上となっております。収入の内訳としましては、かじや拠点が3億7986万9千円で特養の1億7291万9千円、ショートステイの5087万1千円、みはらデイサービスの6134万9千円、かじや小規模多機能の8637万3千円、居宅の835万6千円の合計となります。ふじみ拠点は1億1885万9千円で、ふじみのグループホームの4412万3千円、もとまち小規模多機能の7473万6千円の合計となります。2行目の居宅介護料収入は、ショートステイの介護報酬分で、9行目の地域密着型介護料収入は、特養・みはら・ふじみ・小規模のかじやともとまちな介護報酬分であります。以下、居宅介護支援介護料収入は居宅の要介護者分の収入、介護予防は要支援者分の収入、利用者等利用料収入は利用者が負担する食費や居室代となっております。その他の事業収入は、各種補助金や助成金、居宅の要支援者分の委託収入等を見込んでおります。次に、その他の収入は、職員の給食費、学生等を受け入れときの研修の謝礼金等でありませぬ。事業活動収入計は5億196万1千円で前年度と比較し、1513万1488円の増額であります。予算編成にあたり、今年度見直された介護職員等処遇改善加算やおやつ代の増額分、又、今年度の実績を基にした達成可能と思われる目標数値分を上乗せしたものであります。次に9ページをご覧ください。1行目の人件費支出に3億6858万5千円を計上いたしました。内訳としましては、かじや拠点が2億8561万8千円で特養の1億4424万1千円、ショートステイの3091万5千円、みはらデイサービスの3755万3千円、かじや小規模多機能の6034万2千円、居宅介護支援の735万2千円の合計となります。ふじみ拠点は8296万7千円で、ふじみのグループホームの2826万4千円、もとまち小規模多機能の5470万3千円の合計となります。前年度と比較しますと1540万円の増額であります。主な要因としましては、介護職員等処遇改善加算を活用した積極的な職員の処遇改善を行っていくことと、少し人員にゆとりを持った配置を行い、より質の高いケアの提供を目指すことなどを目的としおります。尚、収入に占める人件費の割合は、73.4%となっております。次に、9行目の事業費支出であります。7212万9千円で、内訳としましては、かじや拠点が5372万3千円で特養の2567万5千円、ショートステイの692万3千円、みはらデイサービスの973万2千円、かじや小規模多機能の1120万8千円、居宅介護支援の18万5千円の合計となります。ふじみ拠点は1840万6千円で、ふじみのグループホームの748万4千円、もとまち小規模多機能の1092万2千円の合計となります。前年度と比較し403万9900円の増額であります。食材料費や水光熱費等の物価高騰分と予算要望であった備品購入の費用を増額しているためであります。次に、中段にあります事務費支出であります。2954万3千円を計上し、内訳としましては、かじや拠点が2225万円で、特養の1190

万 5 千円、ショートステイの 191 万 6 千円、みはらデイサービスの 294 万 3 千円、かじや小規模多機能の 474 万 1 千円、居宅介護支援の 32 万 5 千円の合計となります。ふじみ拠点は 729 万 3 千円で、ふじみのグループホームの 381 万 8 千円、もとまち小規模多機能の 347 万 5 千円の合計となります。昨年度と比較しますと 43 万 5 千円の減額であります。理由としましては、オンライン研修システムを導入したことによる研修費の削減と借地の固定資産税の減額分であります。下から 4 行目の利用者負担軽減額は、低所得者に対する食費・部屋代等の利用料を軽減するものであり、次の行の支払利息支出は福祉医療機構や栃銀からの借入金に対する利息であります。以上の事業活動支出計は 4 億 7447 万 7 千円で、収支差額は 2748 万 4 千円であり、前年度と比較しますと 330 万 9412 円の減額計上となっております。理由としましては、現状から判断した堅実な収入額の計上と人件費や物価高騰等による事業費の増加であります。10 ページをお願いします。施設整備等による収支は、ショートステイに車の購入を予定し、補助金として 200 万円、購入費として 200 万円を計上し、設備資金借入金元金償還支出 1352 万 4 千円は、福祉医療機構と栃銀からの借入金の償還額であります。7 行目の固定資産取得支出として 110 万円を計上しておりますが、予算要望であった備品等の購入のため 55 万円増額計上しております。下から 3 行目のファイナンス・リース債務の返済支出は、パソコンや介護ソフト等の 1 年以内のリース債務の計上であります。施設整備等資金収支差額は、マイナスの 1592 万円であります。11 ページをお願いします。当期資金収支差額合計は、1097 万 4 千円で当期末支払資金残高は、1 億 1657 万 5859 円であります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようですので、お諮りいたします。議案第 6 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 6 号 令和 7 年度事業計画については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第 7 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 7 号 令和 7 年度資金収支予算については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第 8 号 育児・介護休業等に関する規程の一部改正について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

施設長 12 ページをお願いします。議案第 8 号朗読。13 ページの新旧対照表をご覧ください。今回の法改正では、男女ともに希望に応じて仕事と育児・介護の両立を可能とするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業等の取得状況の公表義務の適用拡大等、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化

等の措置を講ずることとなっております。それに伴い当法人の規程の第14条の「子の看護休暇」では、対象となる子の範囲が、小学校就学の始期から小学校第3学年修了までに拡大されると共に取得事由についても、新たに「感染症に伴う学級閉鎖や入園・入学式、卒園式」にも取得できるように拡大されます。又、取得事由が拡大されたことに伴いその名称も「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に変更されます。次に第16条の「育児・介護のための所定外労働の免除」では、請求可能となる労働者の範囲が、3歳未満から小学校就学前に拡大されます。そして最後に附則として、この規程は令和7年4月1日から施行する旨、定めるものであります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木理事 第14条の改正文が少し分かりづらいように思うのですが、改定にあたっては何か示されたものがあって、それを参考にしたんですか。

施設長 厚労省からの資料と栃木労働局開催のセミナーに参加し、その中で示された資料の中の例文を引用させて頂きました。しかし、ご指摘の通り分かりづらさはあると思いますので、職員に周知する際には分かり易いポイントをまとめた資料を付けたいと考えております。

鈴木理事 分かりました。あと第16条2行目の「養育するため」のあとに句読点が入った方が分かり易いと思いますが如何でしょう。

施設長 ご指摘の通り、その方が分かり易いと思いますので、そのように修正させて頂きます。

議長 その他に何か質問はございますか。

中井理事 確かに表現としては非常に分かりづらさはあると思いますね。名称変更も取得事由が拡大したことで、子の看護の後に無理やり「等」を付けている様な印象を受けますね。新たに拡大した事由も内容が看護じゃないから「等」を付けたんですもんね。

施設長 貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘の内容も含めて、今後も分かり易い表現ができるか情報収集しながら必要時には改正していきたいと思っております。

中井理事 分かりました。

議長 その他に何か質問はございますか。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号 育児・介護休業等に関する規程の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第9号 役員退職慰労金規程の制定について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

施設長 14ページをお願い致します。議案第9号朗読。別紙の役員退職慰労金規程をご覧ください。現在、当法人においては、勤務実績がある役員についての退職慰労金規程はありません。他法人においては、長年にわたる勤務実績がある役員への貢献や功績を評価

し、感謝の意を示すために当該規程が設けられているところもあります。当法人においても同様に勤務実績のある役員に対して、支払い根拠や計算根拠を明確にするための退職慰労金の規程を制定したいと考えておりますのでご審議頂きたいと思っております。第1条は、総則を定めております。第2条からは、慰労金額の決定や算出方法等を定めておまして、必ず理事会で承認を得ることとなっております。第7条では、監督する役割を担う評議委員会についての権限を定めております。第8条からは、支給時期および方法、又、控除等について定めており、第11条では一時的な資金負担を軽減するための措置を講ずるために生命保険契約の締結等について定めております。第12条では規程の改正について定めており、最後に附則として、この規程は令和7年4月1日から施行する旨、定めるものであります。尚、策定にあたっては、他法人の既存する退職慰労金規程を参考にさせて頂いておりますことを合わせてお伝えさせていただきます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

中井理事 いくつかあります。まず、第1条の総則に勤務実績がある監事となっておりますが、監事が職員から選任されることはないと思うのですがいかがでしょうか。

施設長 ご指摘の通りであります。既存の物を参考に策定致しましたが、当法人では考えられないことですので削除いたします。

中井理事 次に第11条第3項の返礼金とありますが、「礼」は戻すの方であると思いますがいかがでしょうか。

施設長 ご指摘の通りであります。誤字でありますので、修正いたします。

中井理事 その他に第7条の支給停止や減額の事由について、円満に退任しなかった場合や一方的に退任した場合などは事由として分りづらい気がします。万一、評議員会でこのような判断となった場合には、一方的に不支給や減額されてしまうこととなるのはどうなんでしょうか。より明確になっていた方が良いのではないかと思います。

議長 そうですね。懲戒解雇になった場合など明確になっていた方が良いかもしれませんね。

中井理事 それと退職慰労金を支給するための原資をどうするのか。生命保険の返戻金を充てることができるとはあるものの、支給額に見合った分の金額が返戻金として受け取れなかった場合やそれ以上に返戻金があった場合の処理はどうするのですか。

施設長 現在、当法人では借入金があるものの、預金と有価証券を合わせて約2億円程度あります。又、支給にあたっては一時的な資金負担を軽減するため、退職年金として分けて支給できる旨も定めております。状況を鑑みながら支給金額についても理事会や評議委員会で諮っていくこととなります。又、返戻金の処理方法については、社会福祉法人の会計基準に則り適正に処理していく考えではありますが、現段階では分かりかねますので、申し訳ございませんが、この場でお答えすることができません。

中井理事 この規程の制定について、決して悪いと言っているわけではないのですが、より中身を充実させた方が良いと思います。必要であれば、臨時の理事会を開催しても良いと思いますがいかがでしょうか。

- 議長 中井理事からそのようなご意見が上がりましたが、皆様はいかがでしょう。
- 理事長 中井理事からご提案を頂いた通り、頂いた様々な意見を踏まえた上で、内容をより精査して改めてご審議頂く方が良いですね。
- 鈴木理事 しかし、わざわざ臨時の理事会を開催するまでではないかと思えます。
- 施設長 それでは、皆様方の意見を参考に内容を精査した上で、必要な事項は修正し、臨時若しくは6月以降の理事会で改めてご審議頂くかを含めて事務局で検討させて頂ければと思いますがいかがでしょうか。
- 議長 事務局よりそのようなご意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 それでは、議案第9号 役員退職慰労金規程の制定については、内容をより精査し、次回以降の理事会で改めて審議することと致します。
- 議長 以上で、本日子定した議事は、すべて終了いたしました。次に、その他に移りますが、皆さんから何かございましたら、お願いしたいと思えます。
(特になしの声)
- 議長 それでは私から宜しいでしょうか。冒頭にコロナ関連の話がありましたが、2か月位前から百日咳も流行ってきているようです。症状としては、熱はなく、咳が続き、酷い方は激しい咳で肋骨骨折してしまう方もいます。近隣小学校でも増えており、今週だけでも当院では24人出ておりますので、十分に気を付けて頂きたいと思えます。
- 理事長 ワクチン接種は、どうなんでしょうか。
- 議長 アメリカでは、感染者が出ると積極的に行っているようですが、日本では体制が整っていないのが現状です。
- 理事長 学校は、出席停止となるんですか。
- 議長 発症された方には、学校へそのようにお伝えし、欠席扱いにならないようにして欲しい旨を伝えております。
- 理事長 良い情報をありがとうございます。全職員で共有し、注意していきたいと思えます。
- 議長 その他に皆さんから何もなければ、事務局からお願いします。
- 施設長 先ず始めにとちぎ介護人材育成認証制度の審査結果についてご説明いたします。とちぎ介護人材育成認証制度につきましては、栃木県で介護職を志す方が、自分の希望に合った職場を選択し、安心して長く働くことができるよう人材育成や職場定着に取り組む介護事業所を県が認証し、その取り組みを公表する制度であり、評価基準4分野16項目のクリア状況によって最大3つ星の認証を受けることができるものです。当法人においては、令和5年度に1つ星を獲得し、令和6年度の目標として2つ星の獲得に向け取り組むことを理事会でも報告させて頂いておりましたが、この度、1月15日の現地審査を経て、2月25日付で認証レベル3つ星決定の通知を頂くことができました。3月21日には県庁で認定証の授与式が行われるため、理事長・施設長・副施設長で出席する予定であります。主な効果としては、新たな人材の参入・定着の促進、事業所のレベルアップ、介護業界のボトムアップ（底上げ）となると共に、認証を受けた事業所には優先的に各種補助金が受けやすくなるというメリットがあります。介護人材不足が大き

な問題となっている中で、3つ星の事業所は人材育成やワークライフバランス実現の取組・地域交流の取組がしっかり行われている事業所として県内に幅広く周知されることで人材採用により大きな効果が生まれるとされております。又、優先的に補助金が受けやすくなることで、介護現場のICT化やDX化（デジタルトランスフォーメーション）が進みやすくなり、職員の業務負担軽減も加速され、これについても人材採用に大きなメリットとなるなど相乗効果も多くあります。今回のこの結果は、当法人にとって非常に大きなプラス要因であると思っております。尚、現在県内に約2167の介護サービス事業所がある中で、昨年度の時点では僅か47の事業所しか3つ星を獲得していない状況であります。3つ星の事業所としての名に恥じぬよう、更に質の高いサービスが提供できるよう職員一丸となり頑張りたいと考えております。次に今後の予定であります、各種イベントや行事につきましては、引き続きの感染症等の発生状況などを鑑みながら実施していきたいと考えております。又、5月には会計監査、6月には理事会と定時評議員会を予定しております。理事・監事の皆様方の任期は、定款において選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないと規定されております。そうしますと6月の定時評議員会のその日までとなりますが、引き続き理事・監事として御就任頂きたく思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明がありました、何かご質問はございませんか。
(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようですので、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後4時30分）


以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

令和7年3月27日

議長 吉成 仁見 

理事名 中井 本秀 

理事名 鈴木 多喜 

理事名 井上 昌子 

理事名 安藤美代子 

理事名 安藤一弘 

監事名 相澤康子 